

ノーカー優待証

69 歳以上で運転免許を返納された方は、普通旅客運賃を現金運賃の半額でご利用いただけるサービスです。
但し、お支払いは現金のみとなります。(IC カード、回数券はご利用いただけません)

★ノーカー優待証の割引をご利用頂くには、ノーカー優待証発行手続きが必要です。

ノーカー優待証を発行するには下記の必要書類をご持参のうえ、お近くの窓口でお申込用紙をご記入し、お求めください。

●ノーカー優待証発行に必要なもの●

- ・警察署の発行する『運転経歴証明書』、『申請による免許の取り消通知書(自主返納のみ)』、『運転経歴証明諸交付済シール』
- ・パスポートサイズ(縦 4.5cm×横 3.5cm)の証明写真 ※3 ヶ月以内に撮影したもの
- ・発行手数料 1 枚 530 円
(ノーカー優待証の発行はご本人にお越しいただく必要があります)

×運転免許経歴証明書
(免許センター発行のもの)
では発行できません

※有効期限は、発行日の翌年 12 月 31 日までです。

※毎年、11 月 1 日～12 月 31 日まで、更新手続きを受け付けております。

更新時には、写真、発行手数料 530 円、現在使用しているノーカー優待証が必要です。

(更新のノーカー優待証は、翌々年の 12 月 31 日までご利用いただけます)

発行・更新のイメージ図



●ご注意●

- ・150 円区間、高速バス、千葉～白子急行、深夜バス及び一部のコミュニティバスではご利用いただけません。
また、他の割引との併用はできません。
- ・小湊バス窓口で発行したノーカー優待証については小湊バスでのみご利用可能です。
(他社運行のバス、鉄道などでは利用不可(小湊鉄道線含む))

◎発行場所

各営業所及びバス案内所

※窓口業務を行っていない営業所、一般路線バスの定期券を取り扱っていない窓口では発行できません